

年 月 日

高知県知事(高知県教育委員会) 様

高知県高等学校等専攻科奨学給付金受給申請書

◆次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は高知県以外の都道府県に高等学校等専攻科奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の生徒を除く))の支弁対象ではありません。
- 高知県高等学校等専攻科奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、対象となる生徒の高等学校等専攻科修学支援金の受給資格等の確認を行うことなど当該給付金に係る事務処理上必要がある場合は、関係機関に対する調査を実施することについて同意します。

高知県高等学校等専攻科奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、高知県が必要として求めた関係書類を添えて高知県高等学校等専攻科奨学給付金の受給を、申請します。

申請者住所等	〒		フリガナ	
	フリガナ		申請者氏名	
	〒() -		申請者生年月日	
生徒との関係	父母・主たる生計維持者・生徒本人・その他()			
給付金の払込口座(申請者名義の口座に限ります。)				
金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義
		1 普通 2 当座		

【1.対象となる生徒について】

フリガナ		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	(修業年限: 年)				
		国立・公立・私立				
		学校の種類・課程・学科:				
	学校の所在地	都道府県	市区町村			
	学校設置者の名称					
在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科				
過去の高等学校等専攻科における在学期間	学校名立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 □ □ □ □		
	学校名立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 □ □ □ □		
	学校名立 (修業年限: 年)	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 不明 □ □ □ □		

【2. 生計維持者の収入の状況について】（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	□	父母2名分 満18歳となる日の前日において親権者(両親)が2人存在する場合
②	□	父母1名分 満18歳となる日の前日において親権者が1名存在する場合 ・離婚、死別等により父母が1名の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又④のいずれかの□にレ点を付けてください。
③	□	主たる生計維持者1名分 父母が存在しない場合 等
④	□	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

記入上の注意

【対象となる生徒について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程に置かれる専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（専攻科）」又は「②中等教育学校（専攻科）」の別を記入してください。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
 - 当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
 - 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
 - ハ 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - ②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、専攻科奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ニ 不正に専攻科奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。